

姫路市家庭用蓄電システム普及促進事業補助金交付要綱

令和2年5月14日

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用蓄電システムを設置し、又は家庭用蓄電システムが設置された住宅を購入する者に対し、その経費の一部を補助することにより、家庭用蓄電システムの導入を促進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「連携中枢都市圏内工事請負契約事業者」とは、本市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町若しくは佐用町の区域内に本店、支店その他の営業所を置く法人又は事業所等を有する個人をいう。

(補助対象者等)

第3条 市長は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者（法人を除く。）に対して姫路市家庭用蓄電システム普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 第10条の規定による期限までに自ら居住する市内の住宅に次項に定める家庭用蓄電システムを設置し、又は次項に定める家庭用蓄電システムが設置された市内の住宅（以下「建売住宅」という。）を購入し居住しようとする者
 - (2) 市税に滞納がない者
- 2 補助金の交付の対象となる家庭用蓄電システムは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 常時、太陽光発電システム（出力が10キロワット未満のものに限る。）と接続する蓄電池を含むシステムであること。
 - (2) 第5条の規定による申請の時に、環境省が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業又は戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業の補助対象となる蓄電システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブが、蓄電システム製品登録公募要領により蓄電システム登録済製品一覧として平成31年度以降に登録し、ホームページで公表したシステムであること。
 - (3) 未使用品であること

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、家庭用蓄電システムの蓄電容量（単位はキロワットアワーとし、小数点以下第2位未満の端数があるときはこれを切り捨て、5キロワットアワーを超えるものは5キロワットアワーとする。）に、連携中枢都市圏内工事請負契約事業者と契約した補助対象者にあつては2万円、連携中枢都市圏内工事請負契約事業者以外と契約をした補助対象者にあつては1万円を乗じて得た額とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用蓄電システムの型式及び配置場所等を確認できる書類
- (2) 家庭用蓄電システムを設置するための工事請負契約書又は建売住宅の売買契約書の写し
- (3) 市税の納税証明書

- (4) 家庭用蓄電システムの設置場所の現況を示す写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
(交付申請の受付期間)

第6条 前条の規定による申請は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

- 2 前項の期間内であっても、予算の限度額に達したときは、受付を終了する。
(決定及び通知書類)

第7条 市長は、第5条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれその旨を通知する。

- 3 補助事業者は、前項の補助金交付決定通知書を受領した後、自ら居住する市内の住宅に家庭用蓄電システムを設置するものについては工事を着工し、建売住宅を購入し居住するものについては家庭用蓄電システムの受渡しを受けるものとする。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、前条第2項の補助金交付決定通知を受領した後、次の各号のいずれかに該当する内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第4号）に計画変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 家庭用蓄電システムの蓄電容量
- (2) 家庭用蓄電システムのメーカー又は型式名
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の計画変更承認申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。この場合において、補助金交付決定額が増額しないものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による変更を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第5号）により、その旨を通知する。

(中止の承認)

第9条 補助事業者は、やむを得ない理由により家庭用蓄電システムの設置又は建売住宅の購入を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、市長が別に定める期限までに、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用蓄電システムの設置又は建売住宅の購入に係る領収書の写し
- (2) 家庭用蓄電システムの保証書の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 家庭用蓄電システムの設置場所の現況を示す写真
- (5) 接続する太陽光発電システムの設置が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であると認めたときは、補助金の

額を確定し、交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を交付目的以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) その他この要綱の規定に違反したと認められる場合

（手続代行者）

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、第5条、第8条第1項、第9条及び第10条の規定による補助金交付申請等の手続（以下「申請手続」という。）を、家庭用蓄電システムを販売する者（以下「手続代行者」という。）に代行させることができる。

2 手続代行者は、依頼された申請手続を、誠意をもって実施するものとし、当該申請手続の代行を通じて知り得た補助金の交付を受けようとする者及び補助事業者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が偽りその他不正の手段により第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、申請手続の代行を認めないものとする。

（事業完了後の監査）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

（取得財産等の管理及び処分）

第16条 補助事業者は、家庭用蓄電システムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間中、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、家庭用蓄電システムが損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、法定耐用年数の期間中、市長の承認を受けずに家庭用蓄電システムを譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの行為（以下「処分等」という。）をしてはならない。

3 補助事業者は、前項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分等に関する承認通知書（様式第11号）により

、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、次の各号に該当する場合において既に補助金が支払われているときは、補助金の全部又は一部について期間を定め返還を命じることができる。

- (1) 第13条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合
- (2) 前条第2項の規定に反して処分等をした場合

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る関係書類を事業完了の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(協力)

第19条 市長は、補助事業者に対して、必要に応じて家庭用蓄電システムに関するデータの提供等の協力を求めることができるものとする。

(細目)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市家庭用蓄電システム普及促進事業補助金交付要綱様式第9号の規定は、令和3年4月1日以後に行う交付の申請に係る補助金について適用し、同日前に行う交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。